

西条市プレミアム付き地域応援券 取扱店募集要項

令和3年7月

1. 事業の趣旨

西条商工会議所は新型コロナウイルス感染症による外出の自粛などから、売上の減少等の影響を受けた市内の飲食店をはじめとする商業者を支援するとともに、地域内の消費喚起を図るため、「西条市プレミアム付き地域応援券」を発行します。

2. 「西条市プレミアム付き地域応援券」の事業概要

商品券名称	石鎚藩札	デジタル石鎚藩札
媒体	紙	スマホアプリ
発行総額	1億5,000万円 (内プレミアム分3,000万円)	5億円 (内プレミアム分1億円)
販売価格	10,000円単位で販売	
発行価格	12,500円単位で発行 (500円券×25枚)	12,500円単位で発行
商品券仕様	額面12,500円の内、6,500円分は飲食応援券（飲食店のみで利用可能）、残り6,000円分は共通応援券（取扱全店で利用可能）	
プレミアム率	25%	
利用可能期間	令和3年9月1日（水）～令和4年1月31日（月）	
販売期間	令和3年9月1日（水）～令和4年1月15日（土） (販売予定総額に達し次第終了)	
販売場所	西条市内の郵便局等の販売協力店舗	コンビニエンスストア（※）
購入対象者	西条市にお住まいの方	
取扱店	西条市内に店舗を有する飲食業及びその他事業を営む取扱店登録を受けた店舗	
対象外商品	<ul style="list-style-type: none"> ① たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ② 出資や金融商品（各種保険も含む）、債務の支払い ③ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの ④ 電子マネーへの入金(チャージ) ⑤ 国や地方公共団体への支払い(公営ギャンブルを含む) ⑥ 自らの事業上の取引(商品仕入れ等) ⑦ 土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条（第1項1～3号を除く）に規定する営業に関する支払い ⑨ 現金との換金、金融機関への預け入れ ⑩ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ⑪ 通信販売等の支払い ⑫ その他地域応援券の発行趣旨にそぐわないもの 	
換金方法	換金申請書と地域応援券、取扱店登録証明書を市内金融機関（伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫の予定）のいずれか支店窓口へ持参いただき、後日指定する口座に振り込みます。対象の支店、振	取扱店毎の未換金のデジタル石鎚藩札の取引金額をあらかじめ事務局が指定した締日の24時に締め、取扱店が予め指定した口座へ自動で振り込みます。ただし、その金額が1万円未満の場合には振り込み

	<p>込日のスケジュールは決定次第お知らせします。</p>	<p>が、次回繰り越しとなります。また、取扱店が管理画面から換金請求をした場合には、上記の自動で振り込みがなされるタイミングに合わせて換金処理を行います。締日のスケジュールは決定次第お知らせします。</p>
換金期間	令和3年9月1日(水)～令和4年2月10日(木)	

※利用者はデジタル石鎚藩札のスマホアプリで事前申込をしたのちに、コンビニエンスストアで購入金額をお支払いしていただきます。

3. 取扱店における厳守事項

取扱店は次に掲げる事項を遵守してください。

- 1) 西条市プレミアム付き地域応援券(以下、「地域応援券」といい、「石鎚藩札」と「デジタル石鎚藩札」の総称とする)は、西条市内の取扱登録のある店舗のみで利用可能とします。
- 2) 地域応援券の利用可能店舗であることが明確になるよう、ポスター及びステッカー等を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。
- 3) 西条市プレミアム付き地域応援券事務局(以下、「事務局」)から提供を受けた取扱店情報を登録したデジタル石鎚藩札の取扱店用QRコード(QRコードが表示された紙面、その他の媒体を含む)を適切に維持・管理してください。
- 4) 地域応援券は、物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とします。
- 5) 地域応援券の転売、現金との交換、再流通、偽造等を行わないでください。
- 6) 地域応援券の利用を見込んで通常よりも高い値段設定をするなど、消費喚起の趣旨に反した行為を行わないでください。
- 7) 対象外商品の販売を行わないでください。
- 8) 地域応援券を受け取った時は、再流通を防止するため地域応援券の裏面に取扱店舗名を記入し、既に記入のあるものは受け取らないでください。同様に見本の表示があるものも受け取らないでください。
- 9) 利用期間を過ぎた地域応援券を受け取らないでください。
- 10) 明らかに偽造されたものと判別できる地域応援券は受け取らないでください。また、偽造防止措置がない、色合いが異なるなど、偽造されたものと判別できる場合は受け取りを拒否し、その事実を事務局まで速やかに報告してください。
- 11) 汚損・破損した石鎚藩札は、その部分以外の健全な部分が券面の3分の2以上を有していない場合は受け取らないでください。
- 12) 石鎚藩札の額面以下の使用であっても釣銭は出ません。額面以上のお支払いの際に利用できるものとします。
- 13) 地域応援券の盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して、西条商工会議所はその責を負いません。
- 14) 地域応援券の換金は指定された期日までに行ってください。
- 15) 登録された店舗名と石鎚藩札裏面に記入された店舗名が異なる場合、換金しないことがあります。登録内容に変更が生じた際は、速やかに西条商工会議所へその旨を届け出てください。
- 16) 西条市プレミアム付き地域応援券事業における登録店に生じた損害等について、西条商工会議所はその責を負いません。

4. 取扱店登録資格

西条市内に店舗を有する飲食業及びその他事業を営む者

ただし、次の事業者を除きます。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- 2) 西条市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者
- 4) 暴力団又は暴力団員を利用し、資金提供し、又は便宜を供与する等の関係を有している者
- 5) 上記2「西条市プレミアム付き地域応援券」の事業概要のうち、対象外商品に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- 6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び飲食の提供を主目的としない店舗等の営業を行なう者（ただし、第1項1～3号を除く）
- 7) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なう者
- 8) その他西条商工会議所が不適と認める者

5. 登録申込について

1) 申込方法

この「募集要項」に同意の上、次の方法によりお申し込みください。店舗が複数ある場合は、1店舗ごとの登録が必要です。

小売・サービス・宿泊業に該当する事業所が、その店舗内において飲食の提供を行うに当たり、飲食店応援券の取り扱いを希望する場合は、別途登録が必要となります。

（例）【共通応援券登録】プレミアム雑貨店 【飲食店応援券登録】プレミアム雑貨店（カフェ）

I. インターネットでの申し込み

西条商工会議所ホームページのお知らせ欄から「西条市プレミアム付き地域応援券 取扱店募集のご案内」へ進み、取扱店登録申込フォームよりお申し込みください。また、「西条市プレミアム付き地域応援券」特設ページ（令和3年8月下旬公開予定）に設置の申込フォームより申込可能です。

II. 窓口持参での申し込み

登録申込書に必要事項をご記入の上、換金代金の振り込みを希望する口座の通帳表紙裏の見開き1ページ(写)を添付し、西条商工会議所へご提出ください。

登録申込書は「西条市プレミアム付き地域応援券」特設ページ（令和3年8月下旬公開予定）や西条商工会議所のホームページのお知らせ欄からダウンロードできる他、西条商工会議所窓口にてお渡しいたします。

2) 申込期間

1次締切：令和3年7月31日（土）とします。

最終締切：令和3年12月28日（火）まで受け付けます。

3) 登録料等

西条市プレミアム付き地域応援券事業において、取扱店登録料、換金手数料、掲示ポスター等の費用を西条商工会議所から請求することはありません。本事業に係る請求等が届いた場合は事務局にご相談ください。

4) 取扱店の選定

「西条市プレミアム付き地域応援券取扱店登録申込書」を審査の上、取扱店として登録します。登録完了後、8月下旬より取扱店登録証明書・ポスター・ステッカー等を郵送します。

6. 取扱店の取り消し等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取り消し、損害金の発生が生じた際は請求する場合があります。

7. 石鎚藩札の換金について

1) 換金受付窓口

伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫・東予信用金庫の支店窓口にて受け付ける予定です。

2) 換金受付方法

「石鎚藩札」と「換金申請書」を上記窓口にご提出ください。その際は「取扱店登録証明書」をご提示ください。

3) 換金受付期間

令和4年2月10日（木）までとします。以降の換金は受け付けませんのでご注意ください。

4) 換金代金の支払日

スケジュールが決定次第お知らせします。尚、換金代金の振込日については週1回の予定です。また、換金に伴う振込手数料については西条市プレミアム付き地域応援券事務局が負担します。

8. デジタル石鎚藩札の換金について

1) 換金受付窓口

取扱店向け管理画面にて受け付けます。

2) 換金受付方法

取扱店毎の未換金のデジタル石鎚藩札の取引金額をあらかじめ事務局が指定した締日の24時に締め、取扱店が予め指定した口座へ自動で振り込みます。ただし、その金額が1万円未満の場合には振り込みが、次回繰り越しとなります。また、取扱店が管理画面から換金請求をした場合には、上記の自動で振り込みがなされるタイミングに合わせて換金処理を行います。締日のスケジュールは決定次第お知らせします。

3) 換金受付期間

令和4年2月10日（木）までとします。以降の換金は受け付けませんのでご注意ください。

4) 換金代金の支払日

スケジュールが決定次第お知らせします。尚、換金代金の振込日については週1回程度の予定です。また、換金に伴う振込手数料については西条市プレミアム付き地域応援券事務局が負担します。

9. その他留意事項

「募集要項」に記載のない事項などに関しては、協議を行います。

10. お問い合わせ先

〈取扱店申込に関するお問い合わせ〉

西条商工会議所

所在地：西条市朔日市779番地8

T E L：0897-56-2200

MAIL：premium@saijocci.or.jp

〈西条市プレミアム付き地域応援券に関するお問い合わせ〉

西条市プレミアム付き地域応援券事務局

T E L：0120-587-086

(年末年始除く全日9：00～19：00 ※令和3年7月19日から開設)